

介護保険の認定を受けている65歳以上の皆さまへ 所得税および村県民税の「障害者控除」の対象になります

村では、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の高齢者に対して、介護保険の要介護・要支援認定に関する情報をもとに、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書で、所得税・住民税の申告時に所得控除を受けることができます。税法上の基準は前年の12月31日です。障害者、特別障害者に該当するかについて、以下の基準に基づいて判断します。

1. 前年の12月31日に介護認定（または申請中）を受けている。
2. 前年の12月31日に限定し、過年度分にはさかのぼらない。
3. 認定調査での調査項目である「日常生活自立度」により判断。

平成29年12月31日に認定（または申請中）を受けており、調査項目である「日常生活自立度」の度合いで、基準に該当した場合、平成29年分の「障害者控除対象者認定書」を交付します。

■障害者控除の適用を受けられる人

対象者本人、または対象者を扶養している人

■「障害者控除対象者認定書」を受けられる対象者

村に住所がある65歳以上で、平成29年12月31日を基準日として介護保険認定調査を受けている人のうち、下表のいずれかに該当する人。

※すでに障害者手帳（1～6級）を持っている人は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要はありません。

	障害区分	判定基礎	判定基準
障害者控除対象者	身体障害者 (3～6級に準ずる)	介護保険認定調査での 障害高齢者の日常生活自立度	B1 または B2
	知的障害者 (軽度・中度に準ずる)	介護保険認定調査での 認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅲa または Ⅲb
特別障害者控除対象者	身体障害者 (1～2級に準ずる)	介護保険認定調査での 障害高齢者の日常生活自立度	C1 または C2
	知的障害者 (重度に準ずる)	介護保険認定調査での 認知症高齢者の日常生活自立度	Ⅳ または M

■申請方法、申請に必要なもの

①申請方法

- ・健康推進課高齢者支援係の窓口へ備え付けの「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。※申請は本人または家族に限定します。
- ・認定書は、審査の上、後日郵送にて交付します。
- ・認定書の発行手数料は無料です。

②申請に必要なもの

- ・障害者控除対象者認定書交付申請書
- ・対象者本人の介護保険被保険者証（写しでも可）
- ・印鑑（認印で可）

※注意事項

- ・日常生活自立度による判断のため、要支援・要介護認定を受けていても、必ずしも障害者控除（障害者・特別障害者）に該当するとは限りませんので、ご了承ください。